

令和6年（行ウ）第85号 地位確認等請求事件

原告 新田久美ほか9名

被告 国

原告ら弁論要旨
(通称使用の拡大と限界)

2024（令和6）年9月20日

東京地方裁判所民事第2部Db係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 久 道 瑛 未

通称使用の拡大と限界にかかる原告ら代理人の弁論要旨は以下のとおりである。

旧姓の通称使用の拡大は、夫婦別氏による婚姻を認めないことの合理性の根拠とはなり得ない。旧姓の通称使用の拡大によって、仮に不利益が一部緩和されているとしても、不利益の解消には程遠く、むしろ新たな不利益を生じさせている。

通称とは、あくまで本名ではない俗称にすぎない。通称使用の背後には、常に、あくまで通称は仮の名前であり、本当の名前は別にある、という意味が付きまとう。

実際、旧姓の通称使用の拡大といっても、公的な身分証となりうる書類における旧姓の記載は、あくまでかっこ書きや裏面表記といった、併記又は付記に留まる。旧姓単独での使用を可能とするものではなく、また、氏の変更によって生じたアイデンティティの喪失感を払拭させるに足るものではない。

旧姓の通称使用は、いわゆる本名ではない以上、その法的な位置付けは常に不安定であり、使用可能な範囲にも限界がある。特に、外国では、旧姓の通称使用という概念がない国も多く、日本独自の旧姓の通称使用という慣習は全く通用しない。パスポートにおける旧姓併記が可能になっても、外国での本人確認にはパスポートに記載された戸籍名のみが用いられる。名義が2つあることによって、ホテル、渡航目的である国際会議や施設への訪問の際に、身分の信用性について不要な疑義をかけられ、その都度対応せざるを得ない。

また、旧姓の通称使用は、1人の人物が戸籍名と通称という2つの名義を有する状態を作り出すことから、通称使用者にも、社会的にも、大きなコストを負わせるものである。

まず、通称使用者は、旧姓と戸籍名の使い分けのコストを負うことになる。私生活や業務上、自分の氏名を記入するたびに、通称が使用できる場面なのかどうかを確かめなければならない。旧姓を使用するための交渉のコストはその当事者個人が引き受けなければならない。その上、公的機関に対する手続など、重要な場面であればある程、旧姓単独での取扱いは認められない。このような状況では、氏を変更したことによる不利益の一部が緩和されているとすら言い難い。

通称使用に対応する社会の側においても、個人識別における誤りのリスクや、旧姓と戸籍名を並行して管理するためのコストの増加に対応しなければならない。

このように、旧姓の通称使用は、氏の変更によるアイデンティティの喪失を解消できないことはもちろん、その他の不利益の一部が緩和されているとも言い難いにもかかわらず、その措置を広げるために当事者や社会にかかる負担は増大するという不合理な結果を生じさせている。

それでも旧姓の通称使用が拡大してきたことは、婚姻前の氏を維持することへの社会的な要請や、個人の氏名に関する人格的利益の高まりによる

ものである。そして、国内で旧姓の通称使用が認められる場面が増えていることはすなわち、家族の呼称は一つの氏でなければならないという要請が、現代の社会においては当てはまらないことを意味している。すなわち、旧姓の通称使用の拡大は、夫婦別氏を認めなければならないことの理由にこそなれ、夫婦別氏という選択肢を認めないことの理由とはならないのである。

旧姓の通称使用は、婚姻するために氏を変えざるを得ない状況に追い込まれた当事者たちが、法的かつ公的な基盤のない中で、コストをかけて勝ち取ってきた応急措置である。司法が、この応急措置に甘んじて、個人の人格的利益や婚姻における自律的な意思決定に対する侵害を容認し、夫婦別氏を認めないことの根拠とすることは許されない。

以上